

家賃問題

でお困りの事業者のみなさま
弁護士が力になります！



新型コロナウイルスの影響で...

店舗などの家賃の
支払いが大きな負担

テナントから、
家賃の減額を打診
された

家賃の支払猶予を
求められた

家賃の減額を打診した
ところ、不利な契約内容
への変更を求められた

退去しようとしたら、
違約金を請求された

そんな時は！



ひまわりほっとダイヤル

検索

初回相談
無料!

(30分)

- 全国どこからでもお申しいただけます。
- 初回30分間、無料で弁護士とご相談いただけます。(一部地域を除く)
- 全国共通電話番号に電話をすると地域の弁護士会の窓口につながり、弁護士からの折り返しの電話で弁護士との面談予約や相談ができます。
- オンラインでのお申込みも可能です。
- 詳細はホームページをご確認ください。

お問合せ／日本弁護士連合会ひまわりほっとダイヤル担当 ☎03-3580-9981



全国共通専用ダイヤル 受付時間:平日(祝日を除く)10:00~12:00/13:00~16:00

0570-001-240

スマートフォンは
こちらから



お近くの弁護士をご紹介します

※電話相談サービスではありません。

WEBからもお申込みができます。

ひまわりほっとダイヤル

検索